

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT※の導入支援事業における注意点  
 (※介護ロボット・ICTは介護テクノロジーと読み替える。)

導入する介護テクノロジーと大規模修繕の親和性について

- 大阪府では、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱」において、大規模修繕を以下表のように定義しております。
- 導入する介護テクノロジーについては、以下に定義された大規模修繕工事のうち、「施設の一部改修」「施設の付帯設備の改造」(赤□部分)との親和性が必要になります。なお、大規模修繕は、老朽化により使用に堪えなくなった設備等の改修であり、介護テクノロジーを導入するためのWi-Fi環境工事や電源増設工事等、施設の利便性向上のための工事は大規模修繕に含みません。

大規模修繕の内容	詳細
施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

**①大規模修繕と認める例、②導入する介護テクノロジーとの親和性の判断について**  
(赤字：大規模修繕とするもの、青字：介護テクノロジーとして補助対象となるもの)

●天井等の改修工事と見守り機器及びWi-Fi環境整備

①大規模修繕と認める天井等の改修の例：

下地材や天井、壁のプラスターボードやジプトン材の雨漏りによる修繕工事

※壁紙（クロス）の張替えは模様替えとみなし、大規模修繕工事には含みません。

②親和性の判断

**見守り機器**：見守り機器が天井へ設置するカメラタイプ等の場合、大規模修繕と同一箇所への機器設置のため、親和性を認めます。

**Wi-Fi環境整備**：介護テクノロジーにWi-Fiを使用する場合は、天井等の改修工事とWi-Fi環境整備に親和性を認めます。

※Wi-Fi環境工事のみの補助はできません。

●浴室の改修工事とミスト浴やシャワー浴などの入浴支援機器

①大規模修繕と認める浴室の改修工事の例：

床や壁面のタイルの張替え、水栓や排水管の修繕工事

②親和性の判断

**入浴支援機器**：大規模修繕と同一箇所への機器設置のため、親和性を認めます。

●電気設備の改造と見守り機器等及びWi-Fi環境工事

①大規模修繕と認める電気設備の改造工事の例：

分電盤（ブレーカー）や配線を修繕工事や、ナースコール設備の入れ替え工事

②親和性の判断

**見守り機器**：電気設備を改造することで居室への安定的な電力供給をもたらすため、親和性を認めます。

※ただし、福祉用具情報システム（TAIS）（外部サイトへリンク）に掲載されている機器や、ナースコールと一体型の

見守り機器を導入する場合は、ナースコール自体が補助対象となり、ナースコールの改修工事は、

既設のナースコールの撤去工事を含め、大規模修繕工事に該当しません。

①大規模修繕と認める例、②導入する介護テクノロジーとの親和性の判断について  
(赤字：大規模修繕とするもの、青字：介護テクノロジーとして補助対象となるもの)

●給排水設備の改造工事と排泄物処理のための排泄支援機器

①大規模修繕と認める給排水設備の改造工事の例：

給水管の更新工事や貯水槽の更新工事

②親和性の判断

排泄支援機器：大規模修繕と同一箇所への機器設置のため、親和性を認めます。

●施設廊下の改修工事と移乗支援（屋内）機器

①大規模修繕と認める施設廊下の改修工事の例：

経年による老朽化の影響から、廊下床にがたつきや含水が生じている場合に、  
利用者の安全確保および施設機能の維持を目的として実施する改修工事

②親和性の判断

移乗支援（屋内）：大規模修繕により、機器を利用した施設利用者の屋内移動の際の安全性が高まるため、親和性を認めます。

●照明設備の更新工事と見守り機器等及びWi-Fi環境工事

①大規模修繕を認める照明設備の更新工事の例：

老朽化に伴う居室の照明設備の更新工事

※なお、老朽化に伴う工事であれば、LEDへの更新も大規模修繕工事に該当します。

②親和性の例

見守り機器：見守り機器が天井へ設置するカメラタイプ等の場合、大規模修繕と同一箇所への機器設置のため、親和性を認めます。

Wi-Fi環境整備：介護テクノロジーにWi-Fiを使用する場合であって、天井等にWi-Fi環境工事を実施する、

またはWi-Fi環境工事と照明設備の配線工事を同時に実施する場合に、親和性を認めます。※Wi-Fi環境工事のみの補助はできません。